



発行 東京都

目次

69

規則

- 東京都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…一
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五

規則

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第六十四号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第百八十四号の二の様式（第1中）

入力方式	法第748条第1項 法第749条第1項 の帳簿備付け
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか	有・無

<input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無

を

入力方式	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか
	<input type="checkbox"/> 業務適時	<input type="checkbox"/> 速やか

に改め、

適時

業務  速やか

適時

業務  速やか

適時

業務  速やか

適時

同様式3及び4を次のように改める。  
 (第3面)  
 (第4面)

(第3面)

6 地方税法施行規則に定める要件を満たしたかとする措置

(1) スキヤナの基準(地方税法施行規則第25条第4項、第26条第5項第2号ノ関係)  
 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取れるものである。  
 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取れるものである。

(2) タイムスタンプの付与に関する措置(地方税法施行規則第25条第5項第2号ノ関係)

事業者の名称

タイムスタンプの種類等

税出団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。  
 記録事項が変更されていないことについて地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。  
 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。  
 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。  
 記録事項が変更されていないことについて地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。  
 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(3) 地方税関係書類をスキヤナで読み取った際の情報の保存に関する措置(地方税法施行規則第25条第5項第2号ノ関係)  
 次に掲げる情報を保存している。  
 解像度及び階調に関する情報  
 地方税関係書類の大きさに関する情報

(4) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理プログラムの概要(地方税法施行規則第25条第5項第2号ノ関係)  
 訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず印刷前の内容を必ず確認することができる。  
 削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず印刷前の内容を必ず確認することができる。

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合	備 考
	メーカー名	商品名等		
自己開発・委託開発・市販				
自己開発・委託開発・市販				

(5) 入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報の確認に関する措置(地方税法施行規則第25条第5項第3号ノ関係)  
 地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。

(6) 各事務の適正な実施の確保に関する措置(地方税法施行規則第25条第5項第4号ノ関係)  
 各事務に関する規程を定めるとともに、これに基づき各事務を処理している。  
 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制(相互けん制)  
 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続(定期的なチェック)  
 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その検査、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制(再発防止)

(7) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係書類の記録事項の関連性の確認に関する措置(地方税法施行規則第25条第5項第5号ノ関係)  
 (□一連番号、□伝票番号、□その他( ))により地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係書類との記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる。  
 上記以外の方法による。

(3/4)

(第4面)

- ⑧ データベース及びソフトウエアの備付け並びに出力に関する措置(地方税法施行規則第55条第5項第6号関係)
  - 電磁的記録の保存をする場合に出力のための電子計算機、プリンタ、紙媒体の最大径が35センチメートル(4インチ)以上のカラーデータベース及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をデータベースの画面及び背面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
  - 整然とした形式であること。
  - 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
  - 拡大又は縮小して出力することができること。
  - 4対インポートの大きさの文字を認識することができること。

⑨ データ関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(地方税法施行規則第26条第1項第3号、第25条第5項第7号関係)

- 次の書類を備え付ける(※)。
  - ① システムの概要を記載した書類
    - システム 全体
    - システムの構築に際して作成した書類
  - ② システムの運用に際して作成した書類
    - システム 全体
    - システム 装置
    - システムの操作説明書
  - ③ システムの操作説明書
    - システム 全体
    - システム 装置
    - システム 管理機能
    - システム 検索機能
    - システム スタンプ
    - システム その他
  - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類
    - 電子計算機処理
    - 電磁的記録の保存
    - その他
- ※ 次の区分に応じて、上記書類を備え付ける。  
 イ 自己が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む。)…①、②、③、④  
 ロ 電子計算機処理を他の者に委託する場合…①、②、④  
 ハ 市販ソフトを使用する場合…③、④

(10) 検索機能の確保に関する措置(地方税法施行規則第26条第1項第5号、第25条第5項第7号関係)

記録項目を検索の条件として設定することができる。	主な書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	取引先名簿
<input type="checkbox"/> 取引金額	
<input type="checkbox"/> 取引先名称	
<input type="checkbox"/> 目付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。	
<input type="checkbox"/> 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。	

(11) 都道府県知事が定める書類について適時に電磁的記録を記録する措置(地方税法施行規則第25条第6項、第25条第5項第2号イ、第25条第5項第6号関係)

- 電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(責任者が定められているものに限る。)を備え付ける。
- ① スキャナの基準
  - 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取るものである。
  - 白色、黒色の階調がそれぞれ256階調(グレースケール)以上で読み取るものである。
- ② データベース及びソフトウエアの備付け並びに出力に関する措置
  - 電磁的記録の保存をする場合に出力のための電子計算機、プリンタ、紙媒体の最大径が35センチメートル(4インチ)以上のデータベース及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をデータベースの画面及び背面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
  - 整然とした形式であること。
  - 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
  - 拡大又は縮小して出力することができること。
  - 4対インポートの大きさの文字を認識することができること。

7 その他参考となる事項

(注)法第748条第3項の承認を受けた地方税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要がありません。

- 添付書類
  - 1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類(市販のプログラムの使用する場合(不要))
  - 2 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)
  - 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(4/4)

別記第百八十四号の六様式(第3面)「(16)」を「(17)」に改め、同様式(第4面)から(第6面)までを次のように改める。



(第6面)

(16) 検索機能の確保に関する措置(地方税法施行規則第25条第5項第5号、第25条第5項第7号関係)

記録項目を検索の条件として設定することができる。

<input type="checkbox"/> 検索条件として設定することのできる記録項目	主 名	番 号	預 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/> 取引先名称	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(17) 都道府県知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置(地方税法施行規則第25条第6項、第25条第5項第2号イ、第25条第5項第6号関係)

電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続きを明らかにした書類(責任者が定められているものに限る。)を備え付ける。

① スキャナの基準

- 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取るものである。
- 白色、黒色の階調がそれぞれ256階調(グレースケール)以上で読み取るものである。
- ディスプレイ及びプリンタの輸付け並びに出力に関する措置
- 電磁的記録の保存を行う場合には出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び背面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
- 整然とした形式であること。
- 地方機関係書類と同程度に厚みであること。
- 拡大又は縮小して出力することができること。
- 4がインポートの大きさの文字を認識することができること。

7 その他参考となる事項

(18) 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事の証明書

添付書類

- 電子計算機処理システムの概要を記載した書類(市販プログラムを使用する場合は不要)
- 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(又は処理系解説書)
- 記載事項を補充するために必要となる書類その他参考となるべき書類( )

(6/6)

附 則

- この規則は、平成二十七年九月三十日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百六十五号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第百八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条の二第二項中「次に掲げる」を「決算に関して作成した」に改め、同項各号を削る。

別記第十三号の三様式(第1面)

入力方式	条例第12条の規定により読み替えて適用される都税条例第212条、第213条第1項の帳簿備付け
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無

<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか	有・無

を

入 力 方 式

<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 適時	<input type="checkbox"/> 速やか

に  
お  
か  
か  
る

<input type="checkbox"/> 適時
<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか
<input type="checkbox"/> 適時

同様式3面及び4面を次のように改める。



附則

- 1 この規則は、平成二十七年九月三十日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都宿泊税条例施行規則第五条の二第一項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）第十二条の規定により読み替えて適用される東京都条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第二百四十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類（東京都宿泊税条例第十条第二項に規定する書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出した東京都宿泊税条例第十二条の規定により読み替えて適用される東京都条例第二百四十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則記第十三号の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

